

## 静岡県告示第538号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和7年7月18日

静岡県知事 鈴木 康 友

下田加入区（下田区域の下田市白浜地区及び田牛地区で営む小型合併漁業のうち主として立縄によりキンメ釣を営む漁業区分）

1 届出年月日

令和7年7月4日

2 発起人の住所及び氏名

下田市田牛471-4

新井 俊文

下田市白浜331

長谷川 忠敏

3 区域

下田区域

4 区分

下田市白浜地区及び田牛地区で営む小型合併漁業のうち主として立縄によりキンメ釣を営む漁業区分